

畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、畜産業の生産基盤の確保や、地域全体の収益力を向上するために畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知。以下「国クラスター要綱」という。）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「国クラスター要領」という。）に基づいて行う事業又は資源循環型の畜産の推進や、高度な畜産環境対策を実施するために国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け農産第3508号農林水産事務次官依命通知。以下「国畜産環境要綱」という。）、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け農産第3509号、畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知。以下「国畜産環境要領」という。）に基づいて行う事業を実施する別表の事業実施主体欄に掲げる事業実施主体に補助する市町又は事業実施主体のうち国畜産環境要領別紙2第2の2の協議会（以下「畜産環境協議会」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、国クラスター要綱、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて（平成27年2月3日付け26生畜第1677号農林水産省生産局長通知。）、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）、国畜産環境要綱、国畜産環境要領、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第3 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 資金状況調べ（様式第4号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第4 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、国クラスター要綱又は国畜産環境要綱に従うべきこと。

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ当該事業の事業実施主体の施設整備予定地を管轄する農林事務所の長（以下「農林事務所長」という。）の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業に要する経費の変更（別表に掲げる重要な変更に限る。）をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更（別表に掲げる重要な変更に限る。）をしようとする場合

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに農林事務所長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械と器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(5) 知事の承認を受けて(4)の財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。この場合において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で(4)に規定する処分制限期間を経過しないものにあつては、財産管理台帳（様式第11号）その他関係書類を整理、保管しなければならないこと。

(7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(8) 市町長が補助金の交付の決定をする場合においては(1)から(7)までに掲げる事項及びアからウまでに掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(2)及び(3)の事項中「農林事務所長」とあるのは「市町長」と、(4)及び(5)の事項中「知事」とあるのは「市町長」と、(5)の事項中「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

ア 事業実施主体は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、市町長にあらか

じめ届け出なければならないこと。

イ 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付きなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができること。

ウ 事業実施主体は、イの契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下、「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止措置等を受けていない旨の申立書の提出をすること。当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならないこと。

(9) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(2)の承認又は(3)の指示をする場合においては、あらかじめ農林事務所長の承認を、(4)の承認をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

(10) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(5)により市町に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第5 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更等承認申請書（様式第5号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更収支予算書（様式第3号）

第6 事業遂行状況報告

(1) 提出書類 1部

事業遂行状況報告書（様式第6号）

(2) 提出期限

補助金の交付の決定のあった日の属する年度の12月31日現在の状況を翌年の1月20日まで。ただし、様式第9号に定める概算払請求書をもって、これに代えることができるものとする。

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第7号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

エ 財産管理台帳（様式第11号）

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までとする。ただし、補助金の全額が概算払により交付された場合は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日までとする。

2 事業実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、(1)及び(2)のとおり実績報告をしなければならない。

(1) 提出書類 1部
年度終了実績報告書（様式第8号）

(2) 提出期限
翌年度の4月20日までとする。

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部
請求書（様式第9号）

(2) 提出期限
補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで。

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第9号）

イ 資金状況調べ（様式第4号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における仕入れに係る消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税仕入控除税額等報告書（様式第10号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(4) 市町長が補助金の交付をする場合の取扱い

市町長が補助金の交付をする場合においては、(1)から(3)までの事項と同様に取り扱うものとする。この場合において、(3)の事項中「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

第11 補助金の返還

補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、市町又は畜産環境協議会はその超える部分の補助金を県に返還しなければならない。

- 2 補助金の返還期限は、知事の返還命令がなされた日から20日（市町において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付するものとする。

第12 額の再確定

市町長又畜産環境協議会の長は、補助金の額を確定した場合において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を第7に準じて知事に提出する。

- 2 補助金の額を再確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、第11の2に準じ、市町又は畜産環境協議会はその超える部分の補助金を県に返還しなければならない。

第13 交付の決定の取り消し等

次に掲げる場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することがある。

- (1) 市町長が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 市町長が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 市町長が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適當な行為をした場合
 - (4) 事業実施主体が、補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、県に返還しなければならない。

また、補助金の返還命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付しなければならない。

第14 補助金調書

市町長は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第12号による補助金調書を作成して

おこななければならない。

第15 書類の提出

この要綱に基づき提出すべき書類は、農林事務所長に提出するものとする。ただし、別表「区分」畜産環境事業費補助金に掲げる事業を畜産環境協議会が実施する場合は、取組主体の所在地を管轄する農林事務所長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱の改正は、平成28年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の改正前に事業実施計画の承認を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱の改正は、平成29年2月20日から施行する。
- 2 平成27年度に事業実施計画の承認を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱の改正は、令和3年3月17日から適用する。

附 則

- 1 この要綱の改正は、令和4年3月23日から適用する。ただし、別表に掲げる畜産環境対策総合支援事業は、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の改正前に事業実施計画の承認を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱の改正は、令和4年9月6日から適用する。
- 2 この改正前の要綱の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当する規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この要綱の改正は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この改正前の要綱の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当する規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和6年3月18日から適用する。

2 この改正前の要綱の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当する規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

別表

区 分	経 費	事業実施 主体	補助率	重要な変更	
				経費の配 分の変更	事業の 内容の変更
畜産 クラ スター 整備費 補助金	<p>国クラスター要綱第6に基づいて行う次の事業の実施に要する経費</p> <p>1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち、</p> <p>(1) 施設整備事業（ただし、家畜導入事業を除く）</p> <p>(2) 畜産経営基盤継承支援事業のうち、施設整備事業</p>	畜産クラ スター協 議会	当該事業に要する経費の2分の1以内で、かつ、市町が補助するのに要する経費の10分の10以内	<p>1 区分の欄に掲げる補助金の相互間における経費の流用</p> <p>2 経費の欄の1(1)と(2)の事業の相互間における経費の流用</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業実施地区の変更</p> <p>3 事業実施主体及び取組主体の変更</p> <p>4 成果目標の変更</p> <p>5 事業費の30%を超える増又は県費補助金の増</p> <p>6 事業費又は県費補助金の30%を超える減</p>

<p>畜産 クラ スター 事業費 補助金</p>	<p>国クラスター要綱第 6に基づいて行う次 の事業の実施に要す る経費 1 畜産・酪農収益 力強化整備等特別 対策事業のうち施 設整備事業に係る 家畜の導入</p>	<p>畜産クラ スター協 議会</p>	<p>当該事業に要す る経費の2分の 1以内で、かつ、 市町が補助する のに要する経費 の10分の10以 内(ただし、導入 する家畜1頭当 たりの補助額の 上限は、妊娠牛に ついては27.5 万円、繁殖に供す る雌牛については 17.5万円、繁 殖に供する雌豚 については4万 円)</p>	<p>区 分 の 欄 に 掲 げ る 補 助 金 の 相 互 間 に お け る 経 費 の 流 用</p>	<p>1 事業の中 止又は廃止 2 事業実施 地区の変更 3 事業実施 主体及び取 組主体の変 更 4 成果目標 の変更 5 事業費の 30%を超える 増又は県費 補助金の増 6 事業費又 は県費補助 金の30%を超 える減</p>
--	---	-----------------------------	---	--	--

<p>畜産 環境 事業費 補助金</p>	<p>国畜産環境要綱第5に基づいて行う次の事業の実施に要する経費</p> <p>1 畜産環境対策総合支援事業のうち、</p> <p>(1) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業</p> <p>(2) 畜産・土づくり施設等導入支援事業</p> <p>(3) 畜産環境関連施設等導入支援事業</p>	<p>国畜産環境要領別紙2第2の2の協議会</p>	<p>定額</p> <p>当該事業に要する経費の2分の1以内。かつ、市町が補助する場合は、市町が補助するのに要する経費の10分の10以内</p>	<p>1 区分の欄に掲げる補助金の相互間における経費の流用</p> <p>2 経費の欄の1(1)と(2)と(3)の事業の相互間における経費の流用</p>	<p>1 事業実施主体又は取組主体の変更</p> <p>2 補助事業の中止又は廃止</p> <p>3 成果目標の変更</p> <p>4 県費補助金の増</p> <p>5 県費補助金の30%を超える減</p>
----------------------------------	--	---------------------------	--	--	---

畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

農林事務所長 氏 名 様

[市町]

市町長 氏 名

又は

[畜産環境協議会]

住 所

団 体 名

代表者名 氏 名

年度において畜産競争力強化対策整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請額 円

2 概算払の承認申請

(1) 金 額 円

(2) 理 由

(3) 時 期

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人（カナ）

(注) 1 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

2 計画承認の事業内容から変更があるときは、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した当該資料ページを添付して提出すること。

様式第2号（用紙 日本産業規格A4横型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

市町名	事業実施主体名	取組主体名	施設の所在地	工期		担保の状況 (金融機関名、融資名(制度・その他)、融資を受けようとする金額、償還年数、据置年数、その他)
				着工(予定)年月日	竣工(予定)年月日	

事業内容 (施設区分、構造、規格、能力等)	事業量 (基数、台数、面積等)	事業費 (円)	負担区分(円)					備考
			県費補助金 (国費相当額)	市町費	事業実施主体	取組主体	その他	
	小計(税込)							
	附帯事務費(税込)							
	合計(税込)							

- (注)
- 「工期」の欄には、事業計画書については着工予定年月日及び竣工予定年月日を、事業実績書については実際の着工年月日及び竣工年月日を記入すること。
 - 「担保の状況」の欄については、補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し金融機関から融資を受ける場合に記入することとし、その内容は、「金融機関名」、「融資名(制度・その他の別)」、「融資を受けようとする金額」、「償還年数」、「据置年数」、「その他」とする。
 - 「事業費」の欄については、事業内容欄又は事業量欄に合わせて区分できる範囲内で区分して記入すること。
 - 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 - 附帯事務費がある場合は、市町附帯事務費内訳書を添付すること。
 - 変更事業計画書の場合については、変更部分については、変更前を上段括弧書きし、変更後を下段に二段書きで記入すること。
 - 事業実績書の場合については、計画を上段括弧書きし、実績を下段に二段書きで記入すること。
 - 交付決定前に着工した場合には、備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記入すること。
 - 記入は1事業1葉とすること。ただし、事業が複数ある場合については、事業費、負担区分及び附帯事務費について本表に準じて合計額を別葉で記入し、仕入れに係る消費税等相当額を減額した場合には、備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	△減	
1 県費補助金	円	円	円	円	
(1)国費相当額					
2 市町費					
3 事業実施主体					
4 取組主体					
5 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	△減	
1 事業費	円	円	円	円	
2 附帯事務費					
合 計					

(注) 変更収支予算書の場合については、変更部分については、変更前を上段括弧書きし、
変更後を下段に二段書きで記入すること。

資金状況調べ

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

（注）未経過の月分については、見込額を計上すること。

畜産競争力強化対策整備事業計画変更等承認申請書

第 号
年 月 日

農林事務所長 氏 名 様

[市町]

市町長 氏 名

又は

[畜産環境協議会]

住 所

団 体 名

代表者名 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた畜産競争力強化対策整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

(注) 1 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

- 2 本文中の「変更」については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当ページを添付して提出すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。

畜産競争力強化対策整備事業遂行状況報告書

第 号
年 月 日

農林事務所長 氏 名 様

[市町]

市町長 氏 名

又は

[畜産環境協議会]

住 所

団 体 名

代表者名 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた畜産競争力強化対策整備事業に係る遂行状況を下記のとおり報告します。

記

事業実施 主体	取組主体	総事業費	事業の遂行状況				備 考
			12月31日までに 完了したもの		1月1日以降に 実施するもの		
			事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予 定 年 月 日	
		円	円	%	円		

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

農林事務所長 氏 名 様

[市町]

市町長 氏 名

又は

[畜産環境協議会]

住 所

団 体 名

代表者名 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた畜産競争力強化対策整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- (注) 1 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名
- 2 交付申請時に提出した計画書を添付すること。ただし、事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった」旨を加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 3 軽微な変更があつたときは、交付決定を受けた事業計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し及び確認のための資料（出来高設計書及び財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 5 外部へ委託した場合で、交付申請時にその委託契約書の案を添付した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林事務所長 様

[市町]

市町長 氏 名

又は

[畜産環境協議会]

住 所

団 体 名

代表者名 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付の決定を受けた畜産競争力強化対策整備事業について、畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱第7の2の規定により報告します。

記

補助事業の実施状況

事業実施主体	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	事業費(A)	補助金額	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	事業費	補助金額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた畜産競争力強化対策整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

農林事務所長 氏 名 様

[市町]

市町長 氏 名

又は

[畜産環境協議会]

住 所

団 体 名

代表者名 氏 名

(注) 1 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

2 概算払請求書の場合については、別紙様式「進捗状況報告書」を添付すること。

進捗状況報告書（第 四半期）

事業実施 主体	区分	事業 に要する 経費	(A) 補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残 額		事業完了 予定年月日	備 考
				金 額	出来高	金 額	月 日まで 予定出来高	金 額	3月31日まで 予定出来高		
		円	円	円	%	円	%	円	%		
	計										

(注)

- 1 標題の「第 四半期」は、該当する四半期を記載すること。
- 2 「 年 月 日現在」は、今回請求額の予定出来高を確認した年月日を記載すること。
- 3 金額は、すべて円単位まで記載すること。
- 4 「区分」欄は、事業費、附帯事務費を区分して記載すること。
- 5 「今回請求額」欄の金額は、予定出来高（%）以内とする。
- 6 「今回請求額」欄の「月 日までの予定出来高」の月日は標題の四半期の期末月の末日を記載する。
- 7 「出来高」及び「予定出来高」の%は整数で記載すること。（補助金に対する割合であり、小数点以下は切り上げること。）
- 8 計欄には、%は記入しないこと。

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

農林事務所長 氏 名 様

[市町]

市町長 氏 名

又は

[畜産環境協議会]

住 所

団 体 名

代表者名 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた畜産競争力強化対策整備事業の補助金について、畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額) | 金 | 円 |

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通動手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第12号（用紙 日本産業規格A 4縦型）

○年度

農林水産省所管

○ ○ 補 助 金 調 書

県			市町名										備考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち県費補助金相当額	支出済額	うち県費補助金相当額	翌年度繰越額	うち県費補助金相当額	
	千円			千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	

- (注)
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する市町の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
 - 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
 - 補助事業等に係る市町の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかつた部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ県費補助金額を内書（ ）すること。